

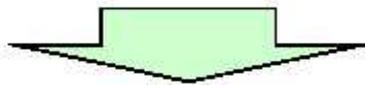
土木工事現場必携：主な改正点（施工体制台帳）

第2章 2-2書類作成の手引き

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下、入契法）」が改正されたことに伴うもの。

●施工体制台帳の作成条件

当該工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額が3,000万円（建築一式工事4,500万円）以上になる場合



改正

建設工事を施工するために下請負契約を締結した場合

土木工事現場必携：主な改正点（施工体系図）

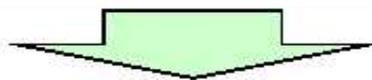
第2章 2-2書類作成の手引き

「入契法」が改正されたことに伴うもの。

●施工体系図の作成条件

下記①かつ②の条件に当てはまる場合

- ①受注時の建設工事に該当する請負代金額500万円以上
- ②建設工事の下請負契約を締結している



改正

建設工事を施工するために下請負契約を締結した場合